

桂坂中央市民農園運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、体験農園や収穫物の食を通じて交流するカフェを実施するための場所として、使用料免除にて、京都市から桂坂学区自治連合会(以下、「自治連」という)が使用許可された京都市所有地(696 m²、京都市西京区御陵大枝山町 4 丁目 32-4、以下「当農園」という)について、桂坂学区の園芸まちづくりの拠点として適切に運営するために必要な事項を定める。

(貸し付け対象)

第2条 自治連は、当農園内の区画の一部を次条に定める対象者に貸し付けるものとする。

(貸し付け対象者)

第3条 当農園の貸し付けを受けることができる者は、自治連を構成する自治会の会員、または自治連が特に認める桂坂学区内の団体とする。

2.自治連は、法令により規定される公共性の高い団体に対し、優先的に貸し付けることができる。

(貸し付け主体)

第4条 この貸し付け主体は、自治連とする。

(貸し付け期間)

第5条 貸し付け期間は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年間とする。

2.年度の途中から利用を開始する場合の期間は、当該年度の2月末日までとする。

3.貸し付け期間の更新については、別に定める。

(貸し付け区画及び利用料)

第6条 自治連は、当農園を1区画あたり約3m²に区割りし、1区画単位で貸し付ける。

2.利用料は1区画につき月額1,000円とする。

3.借受者は、当該年度の利用終了月(原則2月)までの利用料を、利用開始日までに一括して納入しなければならない。

(募集及び選考)

第7条 自治連は、広報紙等による公募を行い、期間を定めて申し込みを受け付ける。

2.自治連会長は、申込者の中から借受者を決定する。ただし、申し込みが募集区画数を超える場合は、抽選により決定する。

(禁止行為)

第8条 借受者は、当農園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)自治連の許可なく、建物、工作物、及びそれに類するものを設置すること。

(2)営利を目的として作物を栽培すること。

(3)貸し付け区画を第三者へ転貸し、または利用権を譲渡すること。

(4)野菜・果物、及びそれに類するものの栽培以外の用途に使用すること。

(5)不法駐車、騒音、ゴミの放置等、近隣住民や他の借受者に迷惑を及ぼす行為。

(6)その他、農園の管理運営および周辺環境に悪影響を及ぼすおそれのある行為。

(貸し付けの取消し)

第9条 自治連会長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付期間中であっても貸し付けを取り消すことができる。

- (1)借受者から辞退の申し出があったとき。
- (2)正当な理由なく、貸付区画を未使用のまま放置したとき。
- (3)利用料を期日までに納入しないとき。
- (4)前条に定める禁止行為をしたとき。
- (5)その他、管理上やむを得ない事由があると自治連会長が認めるとき。

(区画の返還)

第10条 借受者は、貸し付け期間が満了したとき、または前条の規定により貸し付けを取り消されたときは、速やかに区画を原状に復し、自治連に返還しなければならない。

2.借受者が速やかに明け渡しを行わない場合、自治連は残存する作物等を処分することができる。この場合、借受者は処分に関して異議を申し立てることはできない。

(免責事項及び損害賠償)

第11条 自治連は、天災、病虫害、盗難、その他の事由により生じた農作物や資材の損害、及び農園内での事故について、一切の責任を負わない。

2.借受者が、その責めに帰すべき事由により、農園施設を破損・滅失、または土壌を汚染したときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用料の不還付)

第12条 既納の利用料は、原則として還付しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は自治連会長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、2026年4月19日から施行する。